

既存住宅活用農村地域等移住促進事業の概要

- 農村地域等では、人口減少により多くの空き家が発生。
- 市町村の計画作成を通じ、空き家と農地をセットにした「農地付き空き家」等の情報提供・取得の円滑化により地方移住を促進。

現行制度

①【農地付き空き家】取得できる農地の下限面積

- 原則50a(北海道は2ha)
- ただし、農業委員会が新規就農者の受入促進等の観点から、公示の上、引下げ可能
→個々の農地ごとに設定する場合もある

②市街化調整区域内での空き家の取得

- 農家等以外の者による空き家の取得等に関する許可は、厳格に運用されている

市町村による事業計画の作成

- 計画エリアの設定
- 空き家の情報提供等
- 空き家の付随農地の取得支援
(農業委員会の同意を得て特定区域(付随農地の取得を特に促進する区域)と基準面積の設定)

手続を
ワンストップ化

協議会(都道府県知事等)での協議

特例

一定のエリア(特定区域)について農業委員会の公示によらずに、移住者が取得可能な農地の下限面積を引下げ
(例えば1a程度に設定)

移住者による空き家の取得等が円滑に
(許可に当たって、既存集落の維持等の観点から知事が配慮)

農地付き空き家の例(兵庫県宍粟市^{しそ})

- 空き家となった古民家に農地(約220㎡)が隣接
- 県外から移住した50歳代の夫婦が購入し、新規就農しつつ農家レストランを開業

